

熊本市農業委員会総会議事録

1 日時 平成25年11月8日(金)午後3時00分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

1 出席委員46名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
8番 林田 智博	9番 角居 登	10番 瀧口 幸司
11番 森 日出輝	12番 杉本 清和	13番 村上 義博
14番 綱田 稔	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	22番 松村 造酒夫
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	26番 渡辺 智明
28番 園田 操	29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 上田 守王	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	39番 梶永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	49番 清田 政敏
50番 上田 芳裕		

1 欠席委員3名

7番 宮本 隆幸	25番 牛嶋 弘	27番 麻生 隆弘
----------	----------	-----------

午後3時00分 開会

高橋補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成25年度第8回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

議長 (森 日出輝会長、以下、表記を省略する。)

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中に、平成25年度第8回農業委員会総会に多くの方の出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画等の審議が主なものとなります。本日の総

会がスムーズにいきますように、よろしくお願いいたします。

高橋補佐 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るにあたり、総会次第の3の議事録署名者及び書記を指名いたします。本日の議事録署名者に、43番の杉浦照雄委員と44番の志柿茂喜委員を、書記に南分室の甲斐芳幸参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日の議事は、第1号議案農地法第3条の規定に基づく許可申請、会許可分から第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで、6件でございます。
議事に入ります前に、議案の取り下げ、訂正などがあるので、事務局より説明をお願いします。

高橋補佐 それでは、まず、取り下げから説明いたします。
議案の12ページの7番と8番、これが取り下げになっております。
続きまして、14ページの2番と3番、これが取り下げになっております。
次、訂正です。14ページの4番の施設の概要のところ、今、「個人住宅」となっておりますが、個人住宅の下に「公衆用道路」をつけ加えてください。
続きまして、15ページの7番、この番号のところの7の下に所有権移転の「所」の字が入ってますけれども、それが所有権移転ではなくて使用貸借ということで、「所」の字を「使」に変えてください。
続きまして、その下、8番と9番ですけれども、備考欄に「開発許可集落内開発指定区域」と書いてありますが、「集落内開発制度指定区域」ということで、「制度」の文字を8番と9番につけ加えてください。
次、18ページの21番になりますけれども、その「土地の表示」のところ、畑2027.00㎡の横に「外1筆」をつけ加えてください。それから、その横の「施設の概要」のところ、建売住宅につけ加えて、「公衆用道路」をつけ加えてください。建売住宅、公衆用道路というふうに訂正をお願いします。
以上で、議案の取り下げ及び訂正箇所の説明を終わります。

議長 初めに、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請、48件でございます。地元委員の報告にあたりましては、農地法第3条第2項の判断事由により、地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

1番から6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。

経営内容といたしましては、水稻耕作されており、許可後は水稻とセリの作付けを予定されております。

続きまして、2番から5番についてご報告をいたします。2番から5番は、前回の継続審議でございます。前回の審議の中で、申請人について農業経営の実績が15年間全くないというような情報が、地元農業者から寄せられました。そのため、地元農業委員から現在の耕作状況及び農機具の所有状況のほか、取得予定農地についての営農計画書などについて、詳しく聞き取り調査を行ってもらい、次回の地区委員会で諮り、意見をとりまとめたということで継続となりました。

今回の地区委員会においては、現在の耕作状況については営農計画書が提出されており、農機具の所有状況については使用写真が提出されました。そして、地元農業委員の詳しい聞き取り調査によると、申請人は間違いなく今後農業を行うとのことでしたので、申請は妥当であるとの決定になりました。しかし、その決定に対し、地元農区長より異議申立書が提出されました。そして、農機具の所有状況についても、トラクターもヤンマーのコンバインも本人のものではないことが判明いたしました。

そのため再度、本日役員会中に地区委員会を開催して協議をいたしました。協議の結果、農業委員会に利用権設定が10年契約にもかかわらず、9年目で今回の申請のために解約されたことが判明もいたしており、今後、農業が行われるかどうか疑義があり、さらなる調査が必要であるとのことから、2番から5番につきましては、継続審議が妥当であるとの決定になりました。

次に6番です。6番も経営拡張のための所有権移転の申請でございます。経営内容といたしましては、水稻耕作されており、許可後は水稻の作付けを予定されております。

以上、1番から6番について、先日の地区委員会で協議をいたしまして、1番と6番の申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

そして、2番から5番につきましては、先ほどの協議をいたし、さらなる調査のための継続審議が妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より1番から6番までで、2番から5番は、継続審議となっています。

1番、6番について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして7番。

19番 春口豊徳委員

7番から12番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番と8番は関連で、申請人は上南部にお住まいの親子で、専業農家です。今回、白川水害による河川改修の収用に伴う代替地として、7番と8番の農地をそれぞれ取得されるものです。許可後は、どちらも稲、大豆を耕作されます。

続きまして、9番から11番についても関連で、戸島西にお住まいの申請人は、今回、小山の畑2, 469㎡外4筆の計5, 283㎡を独立就農のために貸借されるものです。経営内容といたしましては、露地野菜が主で、許可後はタマネギ、カボチャ、ニンジン、パレイショ、サトイモなどを作付けされます。

最後に12番です。12番は、八反田の専業農家の申請人が、同じく八反田の畑280㎡を経営拡張のため取得されるものです。許可後は、花を栽培されます。

以上、先日の地区委員会で協議いたしました結果、いずれも下限面積要件、常時従事要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当せず、申請は妥当であると審議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より7番から12番について報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして13番。

37番 古川盛康委員

13番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、現在、水稲と施設野菜を栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。

14番は、年金受給のための使用貸借権の設定です。契約期間は7年と6カ月間です。申請人は、水稲と施設野菜を栽培されている専業農家で、許可後はナスビを栽培される計画です。

15番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、農業生産法人有限会社寺本果実園で、主に果樹を栽培されており、許可後はレモンを栽培される計画です。

以上3件、先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請が妥当と判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、13番から15番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして16番。

16番 南順二委員

16番から19番につきまして、先の地区委員会で協議状況を報告いたします。

16番は、事業用地として売却した土地の代替地として取得した農地を、年金受給継続のため同居の後継者へ使用貸借の設定をされる申請です。申請地には、ミカンを栽培されます。

17番から19番は関連で、経営拡張のための使用貸借の設定です。譲り受けられる特定非営利法人オレンジワークの会は、障害者の方たちを雇用され、河内地区内の耕作放棄地を借り受けられ、その解消に努められている法人で、ミカンや露地野菜を作られています。申請地には、露地野菜を栽培されます。

以上4件、先の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、16番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり 16 番から 19 番については許可することに決定いたします。
続きまして 20 番。

8 番 林田智博委員

20 番につきまして、地区委員会での審議内容を報告します。

20 番は、妹への贈与として、農地を取得する申請です。譲受人は、兼業農家で米を作付けされており、許可後は、米を作られます。先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願います。

議 長 ただいま、地元委員より 20 番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり 20 番については、許可することに決定いたします。
続きまして 21 番。

28 番 園田操委員

21 番から 23 番について、先日の地区委員会での協議を報告します。

21 番は、譲受人が借入れ農地を取得される所有権移転の申請です。

譲受人は、米を作付けされており、許可後は米を作付けされる予定です。全農地で耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

22 番は、八代市在住の賃借人が、経営拡張のため賃貸借権設定をされる申請です。賃借人は、八代市で米とダイコン、パセリなどの露地野菜を作付けされており、今回、申請地のビニールハウスをそのまま利用して、大葉を作付けされる予定です。賃借人が市外在住のため、先日の地区委員会に出席願ひ聞き取り調査を行いました。営農状況、営農計画とも何ら問題ないことを確認しました。

23 番は、譲受人が耕作の便宜上、取得される所有権移転の申請です。譲受人は、米、施設園芸で花きを作付けされており、申請地において隣接している畑と一体で露地野菜を作付けされる予定です。

全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

以上3件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、21番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし

議 長 　　異議なしということで、申請どおり21番から23番については、許可することに決定いたします。
　　続きまして24番。

20番 田中求委員

24番から29番について、地区委員会で協議状況を報告します。

24番については、兄へ贈与する申請です。譲受人は、現在水稲を作付けされており、許可後も同様に水稲を作付けされる予定です。

26番については、耕作の便宜上、農地を取得される申請です。譲受人は、現在、露地野菜を栽培されており、許可後も同様に露地野菜を栽培される予定です。

27番については、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、現在、水稲と麦を作付けされており、許可後も同様に水稲と麦を作付けされる予定です。

28番と29番については、関連でありまして、譲受人が経営拡張のため農地を取得する予定です。譲受人は、現在、水稲と麦を作付けされており、許可後も同様に、水稲と麦を作付けされる予定です。また、全案件とも、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを、地元委員が確認いたしております。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、24番から29番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり24番から29番については、許可することに決定いたします。
　　続きまして30番。

40番 西川秀文委員

30番から35番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。許可後は、水稻の作付けをされるそうです。

31番から34番は関連です。譲受人の農業生産法人が経営の拡張、安定のために、31番は借入地の取得を、32番から34番は、農地を新規に取得される申請です。譲受人の法人は、現在、加工用の原料としてサツマイモを経営栽培されており、今回の農地についても、サツマイモを作付けをされる予定です。

35番は、譲受人が31番で売却した農地の代替地として取得される申請です。許可後は、水稻の作付けをされるそうです。

以上6件、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして36番。

23番 梅田義弘委員

36番から48番について、地区委員会での協議状況を報告します。

36番から39番は関連で、農業生産法人を設立され、農地を賃貸借する申請です。

先の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行いました。申請地ではニンジンを作付けされる予定で、耕作放棄地の解消の事業等も計画しておられ、営農計画、地域への影響等については、何ら問題ないことを確認いたしました。

40番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、畜産農家で、許可後は飼料を作られる予定です。

41番は、子へ贈与する申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作っている農家で、許可後も水稻と露地野菜を作られる予定です。

42番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後は施設野菜を作られる予定です。

43番は、農業者年金受給継続のために、使用貸借の再設定をされる申請です。借り人はお勤めの傍ら、水稻を作っている農家で、許可後も水稻を作られる予定です。

44番は、経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人は、施設野菜を作っている農家で、許可後は施設野菜を作られる予定です。

45番は、子へ贈与する申請です。譲受人は、水稻を作っている農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

46番は、農業者年金受給継続のために、使用貸借の再設定をされる申請です。借り人は、お勤めの傍ら水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稻と施設野菜を作られる予定です。

47番は、姪へ贈与する申請です。譲受人は、水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稻を作られる予定です。

48番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、水稻と露地野菜を作っている農家で、許可後は、露地野菜を作られる予定です。

以上13件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より36番から48番までについて報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案 競売買受適格証明願、耕作目的会許可分8件でございます。地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは1番お願いします。

19番 春口豊徳委員

1番から6番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

この案件は、全て関連でございまして、小山町の畑2, 541㎡と畑1, 896㎡、併わせて4, 437㎡の入札に関する買受適格証明願です。入札期間は、平成25年12月3日から平成25年12月10日までです。先日の地区委員会で、1番から6番につきまして、願出人を呼び出し、聞き取り調査を行いました。1番から6番までの願出人におきましては、聞き取り調査及び協議の結果、全員が資格を満たし、買受者として適格であると判断しました。ご審議方、よろし

くお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であると決定いたします。続きまして、9番。

8番 林田智博委員

9番と10番につきまして、地区委員会での協議内容を報告します。

9番の願出人は、水稻を栽培されている専業農家で、取得後は露地野菜を栽培される予定です。

10番の願出人も水稻を栽培されている専業農家で、取得後は露地野菜を栽培されます。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しておらず、適格者であることを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番から10番について、地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり適格者であると決定いたします。
なお、願出人が最高価格申出人となられた場合には農業委員会農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明の交付時と異なっていないと会長が認めたときは許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請、4件でございます。地元委員の報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

44番 志柿茂喜委員

1 番について、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、個人住宅建設のため、地目変更を申請されるもので、農地区分は市街地区域等に近接する 10ヘクタール未満の農地で、第 2 種農地と判断されます。申請地は主要地方道熊本港線に近い農地で集落内開発制度指定区域内にあります。申請者は、現在借家住まいで、持ち家の建設を計画され、交通の便利がよく、住宅等が多いこの場所を選定されたものです。転用面積は畑 2 筆の 304㎡、鉄骨づくり 2 階建て 1 棟であるため妥当と判断いたしました。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署と現在協議中です。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、融資証明書等で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は、市上水道から給水。排水については、雨水は浸透枡を設置し、オーバーフロー分は南側道路側溝へ放流。汚水及び雑排水は市下水道本管に接続される計画です。周囲の状況は、申請関係の残地が農地としてありますが、影響を与えるような問題はありません。工事期間は平成 25 年 11 月 25 日から平成 26 年 3 月 25 日までの約 4 カ月間を予定されております。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、この案件は立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討いたしましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きますして 2 番。

4 3 番 杉浦照雄委員

2 番につきますして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

申請人は、農業のほかに建設業を営んでおり、以前より建築されていた倉庫の一部が、農地になっていたための転用申請です。農地区分につきますしては、住宅で囲まれており、生産性の低い 2 種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。申請人は、以前より倉庫として利用されてお

り、法的手続を進めていなかったことを深く反省され、始末書が提出されております。給水もなく、排水については、雨水は既設の側溝に流れ、北側の水路へ放流されます。周囲には農地はありませんが、土砂流出、日照等には影響がないよう対策が図られていることを確認しております。

以上、先日の地区委員会において現地確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きますして3番。

40番 西川秀文委員

3番について、地区委員会での協議状況を報告します。

3番は、申請人である兄弟が所有する農地に植林される転用申請です。先日の地区委員会での現地調査にて、申請地が公共投資のなされていない小集団の農地であることを確認したため、第2種農地と判断いたしました。申請地の周囲は山林で、申請地も周囲と同一化して広葉樹や竹がうっそうと生い茂っております。申請人より、父から相続により取得したが、以前より山林であったため現地が農地であること自体、相続で初めて知ったもので、これまでの管理を適正に行えなかったことを反省しているとの顛末書の提出がなされております。現地状況は、周囲は山林と産廃処分場で、隣接する農地はありません。申請地は、既に山林化しており、現状のまま利用される計画のため工事などが行われる費用も発生しません。雨水は、自然地下浸透処理されております。生活雑排水、汚水については、発生いたしません。

以上、先日の地区委員会での検討の結果、転用を許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして4番。

3 番 谷口憲治委員

4番について、地区委員会での協議状況を報告します。

4番は、太陽光発電設備の申請です。申請人は、学校勤務で、農業に従事する時間がなく、農地の有効利用を検討され、環境にやさしい太陽光発電設備を計画されました。資金については、残高証明書で確認しております。農地区分については、農地の広がり小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲には、北側が申請人宅地、西側が県道、東側と南側が農地でございますけれども、隣接する所有者の同意はいただいております。転用面積については、全面積を利用する計画となっており、適正ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透の計画でございます。工事期間は、許可日から来年の1月20日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請、25件でございます。地元委員の報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは1番お願いいたします。

3 6 番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の転用目的は、農家住宅でございます。現在、両親の家に居住の申請人が手狭となられたこと、関係農地に近いことから申請されたものでございます。農地区分につきましては、広がりがない小集団

の農地の区域内に位置しておりまして、周辺の宅地化の状況などから第2種農地と判断いたします。土地利用計画は、住宅1棟の建築を計画されており、工事期間は許可後から平成26年11月30日までの予定でございます。資金計画につきましては、全額融資により賄われるということで、事業費約4千百万円に見合う金融機関からの融資証明書を確認いたしております。排水計画といたしましては、雨水は北側の側溝へ、また汚水、生活雑排水は合併浄化槽により処理後、同じく北側側溝へ放流される計画でございます。また、隣接する農地の所有者との調整は済み、同意はいただいているとのこと です。

2番と3番は取り下げになりました。

以上、現地調査及び地区委員会の結果、1番につきましては、立地基準、一般基準について検討した結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することとして農業会議へ諮問することといたします。

4番。

19番 春口豊徳委員

4番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

申請人は、親子で、お子さんは個人住宅と公衆用道路を建築されるものです。農地区分は、農地の広がりや周辺の宅地化の状況から第2種農地と判断されます。立地基準の面では問題ないものと思われま す。土地選定理由は、申請地が集落内開発制度指定区域内にありまして、生活環境に恵まれていることから選定されました。土地利用計画は、木造2階建て住宅1棟と公衆用道路を計画されております。建築資金は、融資により賄われる計画で、融資証明書で確認しております。排水計画につきましては、雨水は新設の吸込枡を設置して放流。生活雑排水、汚水は既設公共下水道へ接続放流されます。工事完了予定は、平成26年4月30日で、許可後は速やかに工事に着工され、完了後は目的どおりに利用されるものと判断いたします。開発許可が必要となりますが、同時に手続き中であることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で協議いたしまして、許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、5番。

37番 古川盛康委員

5番から10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は親子で、現在借家住まいをされており、今度申請人の一人が結婚予定ということで、手狭となるため住宅の新築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で、2種農地と判断されます。排水計画につきましては、雨水については浸透枡を設置し地下浸透、オーバーフロー分は、東側市道側溝へ接続放流。汚水、雑排水については、東側市道公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画については、全て融資で賄われ、融資証明で確認済です。周辺の状況は、北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

6番は、駐車場への転用で、所有権移転の申請です。申請人は有限会社幸勇建設で、申請地近くに資材置場を所有されており、そこに車両を置かれていましたが、手狭となったため、工事用車両及び社員用の駐車場として13台分のスペースを計画されました。農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。排水計画につきましては、雨水のみで、地下浸透、オーバーフロー分は、南側道路の側溝へ放流される計画です。資金計画は、自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。

7番は、使用貸借権による個人住宅建築の申請です。申請人は、現在父親と同居しており、現在の住居が河川改修で地盤が不安定となり移転するため、父親所有の申請地に住宅の建築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で、2種農地と判断されます。排水計画につきましては、雨水については、集水枡を設置し、南側市道側溝へ接続放流、汚水雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後、南側市道側溝へ接続放流される計画です。資金計画につきましては、全て融

資で賄われ、融資証明で確認済です。開発許可が条件となっておりますが、同時に手続中であることを確認しております。

8番と9番は関連で、建売住宅建築のための所有権移転の申請です。申請者は有限会社アルファリアルエステートで、不動産業を営む会社です。土地利用計画は、宅地部分を含め、事業面積、1,565.83㎡に道路部分と5棟の住宅を建築されます。申請地は集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で、隣接の道路には上下水道が埋設され、近隣には学校と病院が複数あることから、3種農地と判断されます。排水計画につきましては、雨水については浸透枡を設置し地下浸透、オーバーフロー分は、新設道路部分に側溝を設け、南側水路へ接続放流、汚水雑排水については、北側市道公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画につきましては、全て融資で賄われ、融資証明で確認済です。周囲の状況は、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

10番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅の新築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅」に該当するものと判断いたしました。排水計画については、雨水については浸透枡を設置し地下浸透、オーバーフロー分は集水枡を設置し、南側市道側溝へ接続放流。汚水雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後、南側市道側溝へ接続放流される計画です。資金計画につきましては、自己資金と融資で賄われ、残高証明及び融資証明で確認済です。周囲の状況は、東側と西側及び北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上6件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、5番から10番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、11番。

16番 南順二委員

11番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、西区河内町にお住まいの申請者が、個人住宅を建てられる申請です。土地の選定理由として、申請地は実家の近くであり、有明海が一望でき景観豊かな土地で、津波などの心配はなく、安心して生活できる土地ということで選ばれたそうです。農地区分は中山間地の農地であり、第2種農地と判断されます。資金は全て自己資金で銀行の残高証明により確認しております。周囲の状況は、東側、南側及び北側が宅地、西側は道路となっており、農地はありません。排水計画につきましては、雨水は地下浸透され、オーバーフロー分は、西側道路側溝に放流。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽で処理後、西側道路側溝に放流予定で、農区長の同意は得てあります。土地の登記面積は552㎡ありますが、道路と面する西側、約11㎡は傾斜地のため宅地としての利用は難しく、541㎡が実際宅地と利用できる面積です。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

12番。

44番 志柿茂喜委員

12番から18番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、申請人が自分の耕作地への通路として一体利用をするため所有権移転をされるもので、農地区分は市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域内でもあります。これは、申請者が自分の農地

を効率よく耕作するため、農機具等を運搬する通路が必要であるため申請されたものです。給水はなく、排水については雨水のみで、自然浸透後、オーバーフロー分は北側水路へ放流される計画です。なお、この申請地は、平成16年当時に売買のために分筆した後、通路として使用されており、そのことを深く反省され、始末書の添付もなされております。周囲の状況は、東側に農地がありますが隣接同意を得ておられます。工事期間は、平成25年12月1日から平成26年1月31日までの約2カ月間を予定されております。

13番は、店舗兼個人住宅建設のため所有権移転を申請されるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、主要地方道熊本港線に近い農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便がよく、住宅等も多く、飲食店の需要もあるため選定されたものです。転用面積は田の4筆321㎡、木造2階建て1棟であり、妥当と判断いたしました。他の法令に関する許可については開発許可が必要になりますが、関係部署への申請が出されております。また、資金計画については融資により賄われる計画で、融資証明書等で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。周囲の状況は、東側に農地がありますが隣接同意を得ておられます。工事期間は平成25年11月1日から平成26年5月31日までの約7カ月間を予定されております。

14番は、個人住宅建設のため所有権移転を申請されるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発指定区域内でもありません。申請者は、現在アパート住まいで、子供の成長により手狭になったため、個人住宅建設を計画され、交通の便がよく、住宅環境も整ったこの土地を選定されたものです。転用面積は田の1筆、494㎡、木造平屋建て1棟であるため、妥当であると判断いたしました。他の法令に関する許可については開発許可が必要になりますが、関係部署と現在協議中です。また、資金計画については融資により賄われる計画で、融資証明等で確認しております。

被害防除については周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は市上水道より給水、排水について、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は北側水路へ放流。汚水及び生活雑排水は市道下水道本管へ接続される計画です。周囲の状況は、東側に農地がありますが、隣接の同意を得ておられます。工事期間は平成25年12月1日から平成26年8月31日までの約9カ月間を予定されております。

15番は、14番と同じ申請人が資材置場設置のため所有権移転を申請されるもので、申請人が勤務する管工事会社の資材置場として交

通の便がよく、住宅申請地の隣地で、防犯上も安全であるため選定されたものです。転用面積は、田の1筆、51㎡であるため妥当と判断いたしました。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、融資証明等で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給排水については、雨水のみで問題なく処理される計画です。周囲に農地はなく、影響を与えるような問題はありません。工事期間は平成25年12月1日から平成26年1月31日までの2カ月間を予定されております。

16番と17番は関連で、建売住宅建設のため所有権移転の申請されるもので、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で1種農地と判断され、原則不許可ですが「集落に接続して設置されるもの」として不許可の例外に該当するものと判断いたしました。また、農地を分断する転用ではありません。申請地は県道田迎木原線に接した集落内開発指定区域内にあり、交通の便がよく、住宅の需要が多いため選定されたものです。申請は、田の2筆、合計1,039㎡の農地に、建売住宅4棟を建設される計画です。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署への申請がなされております。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、融資証明等で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は市上水道から給水。排水については、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は北側水路へ放流。汚水及び雑排水は合併浄化槽による処理後、北側水路へ放流される計画です。周囲の状況は、東と南側に農地がありますが隣接同意を得ておられます。工事期間は、平成25年12月1日から平成26年5月31日までの6カ月間を予定されております。

18番は、個人住宅建設のため所有権移転の申請されるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域内でもあります。現在、申請人は賃貸マンションに居住されており、家族の成長に伴い手狭になったため、交通の便がよく、上水道も設置され、住環境が整ったこの申請地を選定されたものです。転用面積は11.06㎡で、事業面積301.29㎡に建設される専用住宅の敷地として利用されるものです。また、資金計画については、住宅建設の費用と合わせて融資により賄われる計画で、融資証明等で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は、市上水道から給水。排水については、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は東側市道側溝へ放流。汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理後、東側市道側溝へ放流

される計画です。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署と現在協議中です。なお、この申請地は、以前に住宅として造成されており、法的手続を知らず、手続をしていなかったことを深く反省され、始末書の提出をなされております。周囲に農地はありません。工事期間は、許可日から平成26年4月30日までの約5カ月間を予定されております。

以上7件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、これらの案件は立地基準の面、並びに立地条件の面、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、12番から18番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

19番。

33番 馬原清隆委員

19番と20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。譲受人には、子供家族と同居しておりますが、孫の成長もあり、手狭になってきたため、個人住宅を建設するものです。申請地は、集落内開発制度指定区域内で、農地区分は宅地化の状況にあるため、第2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟ということで、適正な面積ではないかと判断いたしました。他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書が提出されています。周囲の状況については、北側は県道、東西を宅地に挟まれ、南側農地所有者の隣接同意は得られております。水道は、北側県道既設配水管より引き込み、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、北側道路側溝へ放流。雨水は浸透枡を設置し、オーバーフロー分は北側道路側溝へ放流するよう計画されており、排水同意も得られております。資金信用については、自己資金によるもので、残高証明で確認しております。工事計画は平成25年12月から4カ月間の予定で、許可後、速やかに申請にかかる目的どおりに施工されるものと考えます。

20番につきまして、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。譲受人は、所有者の息子で、本家両親と同居しておりますが、子供の成長等で手狭になり、隣地に個人住宅を建設するものです。申請地は、集落内開発制度指定区域内で、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は、原則不許可ですが、「集落に接続し設置されるもの」として、不許可の例外に該当すると判断しました。また、農地を分断する転用ではございません。転用面積は妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟ということで適正な面積ではないかと判断いたしました。他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書が得られております。周囲の状況については、水路、国道予定地（買収済）、宅地に挟まれ、隣接農地はありません。給水は、西側市道の既設配水管より引き込み、排水計画については、雨水は排水枡を設置し、北側水路へ放流。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽で処理後、北側水路に放流するように計画されており、排水同意も得られております。資金信用については、融資と自己資金で賄う計画で、融資証明及び残高証明の提出を確認しております。工事計画は、平成25年12月から4カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上、2件については、先日の地区委員会において本人立会いのもと、現地調査確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、19番から20番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きますので、21番。

28番 園田操委員

21番から23番について、地区委員会での協議状況を報告します。

21番は、カシマ開発株式会社が、建売住宅8棟及び中心後退に伴う公衆用道路のための所有権移転による転用許可申請です。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は農地法施

行規則第33条第4条の「集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。よって不許可の例外規定に該当するものと判断しました。申請地は、熊本市内への通勤圏内にあり、南区役所へのアクセスも非常によく、住宅の需要が多いので選定されました。開発許可が必要になりますが、事前審査の申請中であることを確認しています。現地の状況は、北側、西側に畑、東、南側は水路があり、隣接農地の所有者の同意を得られております。給水は、市の既設水道管より給水、排水については、雨水は新設道路側溝へ集水し、南東側水路へ放流。生活雑排水、汚水は合併浄化槽で処理し、新設道路側溝で集水後、南東側水路へ放流される計画で、地元の同意も得られております。また、資金計画につきましては、自己資金で賄える計画で金融機関の残高証明書も添付されております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。工事期間は、平成25年12月1日から翌年10月31日までを予定されており、許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

22番は、金岡商店株式会社が、現在の施設において作業車両を増台することにより、従業員用の駐車場の確保が必要となったため、駐車場（13台分）として所有権移転による転用許可申請です。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であり、甲種農地と判断します。甲種農地は、原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積2,336㎡の2分の1以下であり、農地法施行規則第35条第5条の「既存の施設の拡張」に該当するものと考えます。よって不許可の例外規定に該当するものと判断します。現地の状況は、東側に田、西側に既存施設、南側に水路、北側に道路があり、農地所有者との調整もされております。給水はありません。排水については、雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は南側水路へ放流。生活雑排水、汚水はなく地元等から同意も得られております。また、計画を賄う金融機関の残高証明書も添付されております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。工事期間は、12月1日から翌年1月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

23番は、申請人が自宅に申請する父所有の農地を使用貸借し、農業用倉庫を建築するための転用許可申請です。トラクター等農機具の一部を保管できる場所がなく、自宅と隣接している申請地が一番適した場所であると選定されました。申請地は10ヘクタール未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断します。現地の状況は、北側に父所有の田があり、同意は得られております。給水はなく、雨水は、敷地内に自然浸透させ、オーバーフロー分は西側・南側水路へ放流され

る計画です。地元の同意も得られております。また、計画を伴う金額の残高証明書及び父からの貸付証明書が添付されております。工事期間は、12月20日から、翌年6月30日までを予定されており、許可後は、速やかに目的どおりに転用されることを確認しております。

以上3件、地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしているものと協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、21番から23番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして24番。

43番 杉浦照雄委員

24番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番につきましては、申請人が駐車場を設置する転用申請です。申請人は、現在のお住まいで、3世代が同居することになり、駐車場が手狭になったため、駐車場用地を確保するために隣接する当該地の転用を検討されました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の残高証明が提出されていることを確認しております。給水はなく、排水計画については、雨水の処理は敷地内に地下浸透します。生活雑排水、汚水は発生しません。周囲は道路と宅地に囲まれており、隣接農地はありませんが、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。

25番につきましては、申請人が農業用資材置場を設置する転用申請です。申請人は、米、麦のほか、主に酪農業を営んでおられ、農業用機械の大型化や種類の多様化に伴い、家畜飼料や農業機械等を置くスペースが手狭になったため、今回自宅近くの便利な当該地での転用を検討されました。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施行区域内にあり、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用の施設等に該当すると認められることから、不許可の

例外事由に該当すると判断しました。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う資金証明が提出されていることを確認しております。給水はなく、排水計画については、雨水の処理は敷地内に地下浸透します。生活雑排水、汚水は発生しません。周囲は、西側に隣接農地はありますが、土砂流出、日照等に影響が出ないように、対策が図られていると確認しております。

26番につきましては、申請人が養鶏場を建築する転用申請です。申請人は、昭和51年に養鶏場を設置し、37年間営業してこられました。養鶏場の一部が農地として残っており、無断で転用していたことが判明したため、今回申請をされたものです。農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。申請人は以前より、養鶏場として利用しており、法的手続をされていなかったことを深く反省され、始末書が提出されております。給水については、ボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水は地下浸透で対応し、汚水、雑排水等については、それぞれの鶏舎の側溝を経て排水路へ放流されます。周囲の状況は、隣接農地はなく、全て申請人の経営する養鶏場であり、周辺に影響が出ないよう対策が図られていることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より、24番から26番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に27番ですが、譲受人が議席番号46番の前田委員本人になっております。農業委員会法第24条第1項の規定により、議事参与の制限により、議事に参与することができません。前田委員は、46番の席から退出いただきます。

（前田委員退席）

それでは、地元委員、27番、よろしく申し上げます。

3 番 谷口憲治委員

27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、申請地の隣接地及びその周辺で施設園芸を営んでおられる譲受人が、農業用資材置場を設置される申請でございます。利用計画は、農機具の保管やハウス等の資材置場として計画されております。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地の区域にある農地であり1種農地と判断します。1種農地は原則不許可ですが、本件は、農地法施行令第10条第1項、第2号イの「農業用施設」に該当すると考えます。よって不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。現地の周囲は、西側が雑種地、その他は全て道路に囲まれておりまして、農地には接しておりません。資金計画は、残高証明書で確認をいたしております。転用面積については、農業用資材置場としての利用計画から見て、適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透されます。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。工事期間は、許可日から来年3月31日までの4カ月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおりに転用されることを確認しております。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討いたしました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、27番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは、前田委員お入りください。

（前田委員着席）

次に、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

北嶋係長 　　第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細22ページの1番から23ページの4番までの、合計4件でございます。1番から2番は、公社への売り渡し、3番から4番が、相対による売買です。

面積は、4件合わせまして田1万8,069㎡、畑6,231㎡の合計2万4,300㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細23ページの5番から32ページの22番までで、貸し手17名、借り手15名の件数18件です。契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が8件で、面積は18件合わせまして田6万1,157㎡、畑4万1,163㎡の合計10万2,320㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権。利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、露地野菜、果樹及び大豆です。

次に、再設定分です。明細32ページの23番から36ページの36番までで、貸し手14名、借り手13名の件数14件です。契約期間別では、6年未満が8件、10年以上が6件で、面積は14件合わせまして田2万6,356㎡、畑2万4,736㎡の合計5万1,092㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権。利用内容といたしましては、水稻、露地野菜、飼料作物、施設野菜及び畑作物です。

最後に、農地利用集積円滑化団体用の借り上げと転貸しです。明細36ページの37番から37ページの42番までが、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借り上げ6件で、明細37ページの43番から38ページの48番までが、借り上げた農地の転貸し6件です。

契約期間が6年未満が3件、6年以上10年未満が2件、10年以上が1件で、面積は6件合わせまして田2万4,795㎡で、畑4,600㎡の合計2万9,395㎡となっております。

権利の種類につきましては、賃借権。利用内容といたしましては、麦、大豆、水稻及び施設野菜です。

以上、1番から48番につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておるところが確認されております。

第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の事業に適合しているのでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

す。

続きまして、第6号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告にあたりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いいたします。

45番 内田康喜委員

1番と2番について、地区委員会での協議内容についてご報告いたします。

1番は、北区麻生田3丁目にお住まいの願い出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願い出です。担当委員が、願い出の農地について、現地の確認をいたしました。農地として適正な耕作管理が行われておりました。

2番につきましても、北区梶尾町にお住まいの願い出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願い出です。担当委員が願い出の農地16筆について、現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作管理が行われておりました。

以上2点、地区委員会において検討した結果、証明については何ら問題はないものとの協議結果でした。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件につきましては、何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次、次第のその他について、本日は特にございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたします。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任すると決定いたします。

高橋補佐 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時25分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成25年11月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 杉浦 照雄

署名委員 志柿 茂喜

書 記 甲斐 芳幸